

ネット通販で、商品が欠品「返金します」との詐欺に注意！

事例

ネット広告を見てキャンプ用ナイフを注文した。メールで振込先が届き、会社名義の銀行口座に20,520円振り込んだ。後日、メールで「欠品の為、返金する。返金手続きの為LINEアカウントを登録して、確認してほしい。」との事で登録しようとしたが、該当なしで登録ができない為、何度も事業者に電話したが全然繋がらず、やっと繋がったと思ったら「何の事かわからない」と切られた。(50代)



アドバイス

- ネット通販で、「注文した商品が欠品になった」とSNSに誘導され「〇〇ペイで返金する」と言われて、指示されたとおり操作したところ、お金をだましとられたという事例が発生しています。
- 通販サイトを利用する際は、販売業者の所在地や連絡先、販売責任者名など販売業者の情報をしっかり確認しましょう。
- 販売価格が大幅に値引きされていたり、通販サイトの日本語が不自然だったり、支払方法が限定されているなど、少しでも疑問があれば利用は控えましょう。
- 不安に思ったときは、すぐに名寄市消費生活センターや名寄警察署に相談して下さい。

● 問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎ (01654) 2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2階

◆ 相談時間 9:15~16:00 ◆ 休日/土・日・祝日・年末年始

